

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合公告式条例

昭和54年6月21日

組合条例第1号

改正 平成17年3月18日組合条例第26号

(目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の組合市町の掲示場に掲示して、これを行う。

赤磐市役所

久米郡美咲町役場

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規定の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程で、公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押し第2条第2項の掲示場に掲示してこれを行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日組合条例第26号)

この条例は、平成17年3月22日から施行する。